

花きの振興に関する法律 のあらまし



農林水産省

平成26年12月

我が国花き産業をめぐる情勢と今後の展開方向

- 国産花きの育種は民間や個人育種家を中心に盛んに行われており、その技術は世界最高レベルにあるが、輸入品は増加傾向で推移。
- 花き関係者が一致団結し、国産シェアの奪還と輸出拡大により、攻めの農政を実現。

国産花きの強み

【極めて多様な品種】

民間や個人育種家を中心とした育種が盛ん。種苗法に基づき出願全体の6割が草花類。さらにその9割が個人・種

品種登録のための出願品種

全品目①	うち草花類②	②/①
28,278件	17,528件	62%

資料：農林水産省品種登録統計資料

【多くの新規就農者】

園芸作物は魅力ある分野。新規就農者の75%が野菜・果樹・花きを中心作物として選択。



資料：全国新規就農相談センター「新規就農者（新規参入者）の就業実態に関する調査結果（平成22年度）」

【世界最高レベルの育種・生産技術】
2012フエンロー国際園芸博覧会で最高得点や金賞を獲得。華道等日本の花文化も高評価。



品種コンテストで1席を受賞したシンビジウム（最高得点を獲得）

国産花きの課題

【輸入切り花の増加】

長期的に切り花の輸入が増加傾向。特にカーネーションでは数量で約5割がコロンビアや中国からの輸入。

カーネーションの輸入割合（数量）



【海外で認知度向上が必要】
花き輸出はアジア新興国向けを中心に順調に増加傾向にあり、平成24年輸出額は86億円。他方、輸出の歴史は浅いため、海外での認知度向上が必要。

花き輸出額の推移



【関係者間の連携が必要】
育種家・生産者の技術は高いが、育種家と研究者、産地間等、関係者間は連携不足で、国産花きのPRが不十分。今後は花き業界の関係者の連携が必要。

今後の花き業界の姿

国産シェアの奪還

- 花き生産拠点の整備
- 燃油に頼らない再生可能エネルギーの利用
- 流通体制の確立で日持ち性等の向上
- ウイルスフリー一苗の大量生産・供給
- 国際競争力に資する新品種の育成
- 花育やフラワーオリンピックの開催等需要拡大



輸出の拡大

- 輸出拠点となる施設園芸団地の整備
- 産地間連携によるリレー出荷
- 花文化と併せて日本産花きを情報発信
- センチュウ防除技術の開発等植物検疫への対応



平成32年に輸出150億円に！

生産者の所得向上

- 雇用の創出
- 地域の保全

東京五輪花きでおもてなし

花きの振興に関する法律が成立しました

平成26年法律第102号
平成26年6月27日公布
平成26年12月1日施行

花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な位置を占めているとともに、その国際競争力の強化は重要な課題となっています。

また、花きに関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っています。



こうした状況を踏まえ、花き産業と花きの文化の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「花きの振興に関する法律」が成立し、同年12月1日をもって施行されました。

この法律は、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。



法律の概要

目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現（1条）

定義

「花き」：観賞の用に供される植物（2条1項）

「花き産業」：花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業（2条2項）

基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定（3条）
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定（4条）
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化（5条）

国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定（6条）
- 生産性及び品質の向上の促進（7条）
- 加工及び流通の高度化（8条）
- 鮮度保持の重要性への留意（9条）
- 輸出の促進（10条）
- 種苗法の特例（13条）
- 研究開発の推進（15条）

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等（16条1項）
- いわゆる「花育」の推進（16条2項）
- 日常生活における花きの活用の推進等（16条3項）

【その他の施策】

- 博覧会の開催等（17条）
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰（18条）
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助（19条）
- 花き活用推進会議の設置（20条）

花きの振興に関する法律

目的

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

産業と文化の両面からの花きの振興を、法律の目的としています。

定義

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。
2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

「花き」とは、具体的には切り花（ヤシの葉等切り葉、サクラやサカキ等切り枝を含む）、鉢もの（洋ラン類、観葉植物、盆栽等）、花木類（ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む）、球根類（食用に供されるものを除く）、花壇用苗もの（パンジー、ペチュニア等）、芝類（造園用等養成されているもの）、地被植物類（ササ、ツタ、ジャノヒゲ等の地面や壁面の被覆に供するもの）のことを言います。



基本方針

- 第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
 - 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
 - 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
 - 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

農林水産省では、これまで「花き産業振興方針」を策定してきたところですが、今後は法律に基づき、「基本方針」を策定することとされました。

振興計画

- 第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県は、できる限り生産、流通、販売、文化等地域の花き関係者が一堂に会する地域協議会等を活用し、「振興計画」を策定するよう努めることとされました。

連携の強化

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

花き産業及び花きの文化の振興のためには、生産、流通、販売、文化等花き関係者や国、地方公共団体等の連携が欠かせないことから、連携の強化が規定されました。

生産者の経営の安定

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

燃油価格や資材費の高騰、災害の発生等により、経営が圧迫される事例が見受けられる中、国や地方公共団体による生産者の経営の安定のための支援が規定されました。

生産性及び品質の向上の促進

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、国や地方公共団体による生産性と品質の向上の促進のための支援が規定されました。

加工及び流通の高度化

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

花きは卸売市場経由率が高く、産地から市場、小売店に至るまでのコールドチェーンの整備や流通経路の合理化等が必要であることから、国や地方公共団体による加工及び流通の高度化に向けた支援が規定されました。

鮮度の保持の重要性への留意

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

国産花きの強みである日持ち性の向上のためには、産地から小売店に至るまでの流通段階における鮮度保持が特に重要であることから、第九条が設けられました。

輸出の促進

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

「花きの輸出戦略」（平成25年8月）の目標である平成32年の輸出額150億円の達成に向け、国や地方公共団体による花きの輸出促進に向けた支援が規定されました。



研究開発事業計画の認定

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発事業の目標

二 研究開発事業の内容及び実施期間

三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

第十三条で規定する種苗法の特例の適用を受けるには、研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。



研究開発事業計画の変更等

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

種苗法の特例

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
 - 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等
- 2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。
- 一 その登録品種の育成をした者
 - 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、品種開発を加速化させる必要があることから、国際競争力の強化に資する品種開発及び増殖技術の高度化に取り組む者に対し、品種登録の出願料及び登録料を減免する種苗法の特例が規定されました。

14ページのQ&Aをご参照下さい。



報告の徴収

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

研究開発の推進等

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

国産シェアの奪還や輸出の拡大に向けた新品種の育成、国産花きの強みを活かす日持ち性の向上等のため、国や地方公共団体による研究開発の推進のための支援が規定されました。

花きの文化の振興

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

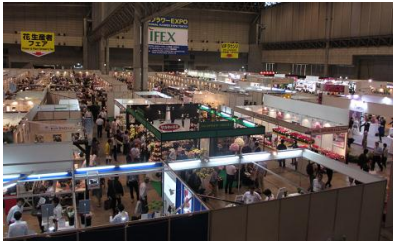
3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

我が国は極めて豊かな花きの文化を育んできましたが、ライフスタイルの変化や若年層の花き離れ等により、近年日常生活において花きに触れる機会が減少しています。このため、国や地方公共団体による、公共施設や社会福祉施設等における花きの活用の推進や花育の実施、生け花や盆栽等花きに関する伝統の継承等、フラワーアレンジメントや新しい物日の普及等花きの新たな文化の創出等、花きの文化の振興に向けた支援が規定されました。

博覧会の開催等

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

花きの輸出拡大や国内需要の拡大、花きの文化の振興を図るため、国や地方公共団体による博覧会の開催等に対する支援が規定されました。



顕彰

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

国の援助

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

法律の各条項に規定した施策の実現に向けては、国の予算措置等が不可欠であることから、国の援助を規定しました。

農林水産省では、法律の理念を具体化すべく、平成26年度より「国産花きイノベーション推進事業」を開始したところです。



花き活用推進会議

第二十条 政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

公共施設における花きの活用や教育との連携、農商工連携、花きを活用した街づくり等により、関係行政機関が連携して花きの活用を推進していくため、農林水産省が事務局を務め、他府省が構成員となる「花き活用推進会議」が規定されました。



罰則

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。



花きの振興に関する法律 Q & A

Q 花きの振興に関する法律の制定により、何が変わりますか。

A この法律の理念を具体化すべく、農林水産省では平成26年度より「国産花きイノベーション推進事業」を開始したところ。各都道府県において、生産、流通、販売、文化等花き関係者が一堂に会した地域協議会が設置され、関係者の連携により花き産業及び花きの文化の振興に関する取組が開始されました。その他にも、この法律を根拠として、国や地方公共団体による花きの振興に向けた支援策が充実していくことが期待されます。

Q この法律には植木や盆栽、切り葉や切り枝も対象となりますか。

A 法第二条において、「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。」と定義されています。ゴヨウマツやツツジ等の植木や盆栽、観葉植物は、主に観賞用に仕立てられるものであることから、法律の対象となります。また、切り葉や切り枝については、農用地で生産されたもののみならず、林野から採取したものについても、観賞用として出荷される場合は法律の対象となります。



Q 都道府県が策定する振興計画の計画期間はいつからいつまでですか。

A 法第四条で規定する振興計画については、特段計画期間は決められておらず、都道府県の判断となりますが、都道府県で策定している農業振興計画等の上位計画に、計画期間を合わせることも一つの選択肢になると思われます。なお、既に花きについて何らかの計画を策定している場合は、これを振興計画として位置づけても構いません。

Q

花きの加工とは何ですか。

A

法第八条に規定する加工とは、花束やリース、フラワーアレンジメント、プリザーブドフラワー等の製作を指します。

Q

種苗法の特例について教えてください。

A

国産シェアの奪還と輸出の拡大に向けては、新品種の育成を加速化させ、国際競争力を強化していく必要があります。

このため、法第十三条に規定する種苗法の特例では、花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種の育成を行い、かつ、育成した品種について組織培養等増殖技術の高度化に取り組んだ場合、政令で定めるところにより、種苗法に基づく品種登録にかかる出願料と登録料の減免措置を講ずることとしています。

具体的には、我が国花き産業の国際競争力の強化に資する新品種の育成に対し、表のとおり、出願料及び登録料（1～6年目）を4分の3軽減することとしています。

種苗法の特例

区分	通常	特例措置
出願料	47,200円	11,800円
登録料(第1～3年)	6,000円/年	1,500円/年
登録料(第4～6年)	9,000円/年	2,250円/年

Q

法律による花きの文化の振興について教えてください。

A

法第十六条では、花きの文化の振興について規定しており、第1項では、国や地方公共団体の庁舎等の公共施設やまちづくりにおける花きの活用や、花きの癒やし効果の普及のため、介護施設や障害者施設等社会福祉施設での活用の促進に努めることとしています。第2項では、将来の花き文化の担い手となる児童や生徒等に対する花育活動を推進することとしています。第3項では、家庭や職場等日常生活における花きの活用や、生け花や盆栽、花きにまつわる行事や習慣等の伝統の継承、フラワーアレンジメントや新しい物日の普及等の花きの新たな文化の創出等、花きの文化の振興に取り組んでいくこととしています。





連絡先：農林水産省 生産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

直通：03 (6738) 6162

本資料は、以下の農林水産省のHPに掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/>